

平成21年版 自主点検表（指定介護予防福祉用具貸与事業）

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令	確 認 書 類 等	確 認 結 果
第1 基本方針	<p>指定介護予防福祉用具貸与の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとなっているか。</p>	<p>法第115条の3 第1項 平18厚労令35 第265条</p>		
第2 人員に関する 基準 1 専門相談員の員 数	<p>・事業運営の方針は上記の基本方針に沿ったものとなっているか。</p> <p>・運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。</p> <p>(特に留意すべき点)</p> <p>利用料、損害賠償、勤務体制、衛生管理、福祉用具の返品・交換及び調整</p>		<p>・概況説明 ※定款、寄附行為等 ※運営規程 ・パンフレット等</p>	
	<p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに置くべき専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上となっているか。</p> <p><u>常勤換算方法</u>：(総従業者の1週間の勤務延時間数) ÷ (事業所において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数 (32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。))</p> <p><u>勤務延時間数</u>：サービス提供、準備、待機時間を含む</p>	<p>法第115条の4 第1項 平18厚労令35 第266条第1項</p>	<p>・職員勤務表 ・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿</p>	

	<p>(2) 専門相談員は介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者若しくは都道府県知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認める者となっているか。</p> <p>指定講習会：「福祉用具専門相談員指定講習会指定要綱」（平11老437）により指定した講習会指定講習会と同程度以上の講習</p> <p>① 「ホームヘルパー養成研修事業実施要項」（平7老計116）にいうホームヘルパー養成研修1級課程及び2級課程</p> <p>② 当該指定を受ける前、又は受けた際に実施している講習であって、上記指定要綱に定める講習カリキュラムと同程度以上の講習カリキュラムのもの</p> <p>③ その他指定講習会と同程度以上の講習</p> <p>なお、指定介護予防福祉用具貸与事業者が次に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって人員基準を満たしているものとみなして差し支えない。</p> <p>①指定福祉用具貸与事業所 ②指定特定福祉用具販売事業所 ③指定特定介護予防福祉用具販売事業所</p>	<p>平18厚労令35 第266条第1項</p> <p>平18厚労令35 第266条第2項</p> <p>平18厚労令35 第267条</p>	<p>※各種免許証及び 修了証</p> <p>・職員の履歴書</p> <p>・職員勤務表</p>
2 管理者	<p>指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、</p>		

施設等の職務に従事することは差し支えない。

常勤：当該事業所における勤務時間が事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。）に達していることをいう。

なお、併設事業所の職務であって当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないものについては、それぞれの勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たす。専ら：サービス提供時間帯を通じて、当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。常勤・非常勤の別は問わない。

サービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいう。

管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。

第3 設備に関する
基準

(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定介護予防福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか

{設備については全て現場確認}

- ・事業を行うための必要な広さの区画が設けられているか。
- ・厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目が確保されているか。
- ・福祉用具の保管、消毒及び利用申し込みの受付、相談のため、それぞれ必要なスペースが確保されてい

法第115条の4
第2項
平18厚労令35
第268条第1項

※運営規程

※事業所の平面図
・設備、備品台帳

	<p>るか。</p> <p>(ただし、委託等により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しなくとも差し支えない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の事業者に委託した場合は、福祉用具の保管又は消毒が適切に行われることが担保されているか。 <p>(2) (1)の設備及び器材の基準は、次のとおりとなっているか。</p> <p>① 福祉用具の保管のために必要な設備</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 清潔であること。 ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。 <p>② 福祉用具の消毒のために必要な器材当該指定介護予防福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清潔に保管しているか。 ・既に消毒又は補修したものとそれ以外のものに保管室を別にするか、衝立等を利用するなどにより両者が明確に区分されているか。 ・消毒機材は適切な消毒効果を有するものとなっているか。 <p>なお、指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該事業に係る設備に関する基準を満たすことをもって、設備基準を満たしているものとみな</p>	<p>平18厚労令35 第268条第2項</p> <p>平18厚労令35 第268条第3項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業者との委託契約書 ・保管に関する記録 ・消毒に関する記録 	
--	---	---	--	--

<p>第4 運営に関する 基準</p>	<p>して差し支えない。</p>	<p>法第115条の4 第2項</p>	
<p>1 内容及び手続の 説明及び同意</p>	<p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、専門相談員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 文書はわかりやすいものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要事項を記した文書を交付して、説明を行っているか。 ・重要事項を記した文書に不適切な事項がないか。 ・利用申込者の同意はどのように得ているか。 	<p>平18厚労令35 第276条準用 (第8条)</p> <p>準用（平11老 企25第3の1の3 (1)）</p>	<p>※運営規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記録
<p>2 提供拒否の禁止</p>	<p>指定介護予防福祉用具貸与事業者は、正当な理由なく指定介護予防福祉用具貸与の提供を拒んではないか。</p> <p>特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>提供を拒むことのできる正当な理由とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業所の現員では対応しきれない。 ②利用申込者の居住地が実施地域外である。 ③適切な介護予防福祉用具貸与を提供することが困難である。 	<p>平18厚労令35 第276条準用 (第9条)</p> <p>(平11老企25 第3の1の3(2))</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込受付簿
<p>3 サービス提供困 難時の対応</p>	<p>指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の通常の事業の実施地域、取扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切</p>	<p>平18厚労令35 第276条準用 (第10条)</p>	

	<p>な指定介護予防福祉用具貸与を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防福祉用具貸与事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防支援事業者への連絡を行っているか。 ・利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。 		<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供依頼書 ・連絡、紹介に関する記録 	
<p>4 受給資格等の確認</p>	<p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供を求められた場合、以下の要件を被保険者証によって確認しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者資格 ②要支援認定の有無 ③要支援認定の有効期間 <p>(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防福祉用具貸与を提供するように努めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定審査会意見が記載されている場合は、どのように配慮しているか。 	<p>平18厚労令35 第276条準用 (第11条第1項)</p> <p>平18厚労令35 第276条準用 (第11条第2項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※サービス提供票 ・利用者に関する記録 ※サービス提供票 ・利用者に関する記録 	
<p>5 要支援認定の申請に係る援助</p>	<p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	<p>平18厚労令35 第276条準用 (第12条第1項)</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な援助とは <ul style="list-style-type: none"> ①要支援認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。 ②利用申込者の意思を踏まえ、代行申請を行うか申請を促す。 		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する記録 	
6 心身の状況等の把握	<p>(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新の申請は有効期間が終了する60日前から遅くとも30日前の間にはなされるよう必要に応じ援助を行っているか <p>指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況把握の方法は、サービス担当者会議、本人・家族との面談等どのように行っているか。 	<p>平18厚労令35第276条準用(第12条第2項)</p> <p>平18厚労令35第276条準用(第13条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する記録 ・利用者に関する記録 (※介護予防支援経過) (※サービス担当者会議の要点) (※サービス担当者に対する照会(依頼)内容) 	
7 介護予防支援事	(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福	平18厚労令35		

	<p>社用具貸与を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>・貸与を提供するに当たって、介護予防支援事業者、その他サービス提供者とどのように連携を図っているか。</p> <p>(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>・介護の提供の終了に当たって、利用者等に適切に指導を行い、居宅介護支援事業者、その他サービスを提供者とどのように連携を図っているか。</p>	<p>第276条準用 (第14条第1項)</p> <p>平18厚労令35 第276条準用 (第14条第2項)</p>	<p>・情報提供に関する記録</p> <p>・指導に関する記録</p>	
<p>8 介護予防サービス費の支給を受けるための援助</p>	<p>指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定介護予防福祉用具貸与の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービスを行うために必要な援助を行っているか。</p> <p>「施行規則第83条の9介護予防サービス費の支給要件」とは、</p> <p>① 居宅要支援被保険者が指定介護予防サービスを受ける場合であって、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 当該居宅要支援被保険者が指定介護予防支援を</p>	<p>平18厚労令35 第276条準用 (第15条)</p>		

	<p>受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援に係る介護予防サービス計画の対象となっているとき。</p> <p>イ 当該居宅要支援被保険者が基準該当介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定介護予防サービスが当該基準該当介護予防支援に係る介護予防サービス計画の対象となっているとき。</p> <p>ウ 当該居宅要支援被保険者が介護予防小規模多機能型居宅介護を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定介護予防サービスが指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス基準により作成された指定介護予防サービスの利用に係る計画の対象となっているとき。</p> <p>エ 当該居宅要支援被保険者が当該指定介護予防サービスを含む指定介護予防サービスの利用に係る計画をあらかじめ市町村に届け出ているときであって、当該市町村が当該計画を適当と認めたとき。</p> <p>② 介護予防居宅療養管理指導及び介護予防特定施設入居者生活介護を受けるとき。</p> <p>・介護予防支援事業者に関する情報提供を行っているか。</p>		
9 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供	指定介護予防福祉用具貸与事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防福祉用具貸与を提供しているか。	平18厚労令35第276条準用(第16条)	※介護予防サービス計画書 ・利用者に関する記録
10 介護予防サービス計画等の変更の援助	指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を	平18厚労令35第276条準用(第17条)	

	<p>行っているか。</p> <p>{介護予防サービス計画の変更を希望する場合}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防支援事業者への連絡を行っているか。 ・法定代理受領サービスとして提供するためには支給限度額の範囲内で介護予防サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。 		<p>※介護予防サービス計画書</p>
11 身分を証する書類の携行	<p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身分を明らかにする書類、名札等を携行しているか。 ・提示する旨をどのように指導しているか。 <p>また、どのような方法で指導を行っているか。(いつ、誰が)</p> <p>(2) 証書等には、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の名称、当該専門相談員等の氏名の記載があるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の名称、氏名が記載されているか。(写真の貼付や職能の記載もあることが望ましい。) 	<p>平18厚労令35第276条準用(第18条)</p> <p>平11老企25第3の1の3(8)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実態確認 ・就業規則 ・業務マニュアル <p>・実物確認</p>
12 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与を提供した際には、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供開始日及び終了日並びに種目及び品名、当該指定介護予防福祉用具貸与について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 	<p>平18厚労令35第276条準用(第19条第1項)</p>	<p>※介護予防サービス計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務日誌

	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に提供開始日及び終了日並びに種目及び品名が記載されているか。 ・ 介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。サービス費の額は記載されているか。 ・ その他必要な事項は記載されているか <p>(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか</p>	<p>平18厚労令35 第276条準用 (第19条第2項)</p>		
13 利用料等の受領	<p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防福祉用具貸与事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>(法定代理受領サービスに該当する指定介護予防福祉用具貸与を提供した場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1割相当額の支払いを受けているか。 ・ 法第50条若しくは第60条（災害等により費用の1割負担が一時的に困難な利用者については保険給付率を「9割超10割以下の範囲内で市町村が定めた割合とする」規程）又は第69条第3項（市町村の徴収権が時効で消滅した保険料未納期間がある支援者については、市町村の定める期間、保険給付の率を7割に引き下げるとする規程）の規程の適用により保険給付の率が9割でない場合については、それに応じた割合としているか。 	<p>平18厚労令35 第269条第1項</p>	<p>※サービス提供票、 別表 ・ 領収証控</p>	

<p>(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>{法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した場合}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10割相当額の支払いを受けているか。 ・ 上記(1)の利用料の額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による差額を設けていないか。 ・ 保険給付の対象以外のサービス料金はどのように設けられているか。 <p>(介護保険給付の対象となる指定介護予防福祉用具貸与のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 利用者に当該事業が指定介護予防福祉用具の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 ② 当該事業の目的、運営方針、利用料等が指定介護予防福祉用具貸与事業所の運営規程とは別に定められていること。 ③ 会計が指定介護予防福祉用具貸与の事業所と区分されていること。 	<p>平18厚労令35 第269条第2項</p>	
<p>(3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費 ② 福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該 	<p>平18厚労令35 第269条第3項</p>	<p>※重要事項説明書 ※運営規程（実施区域の確認） ※領収証控 ・ 車両運行日誌</p>

<p>措置に要する費用</p> <p>(特別な措置の具体例)</p> <p>福祉用具の搬出入にクレーン車を使用する場合の当該措置に要する費用</p>			
<p>(4) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p>	<p>平18厚労令35 第269条第4項</p>	<p>・ 説明文書 ・ 利用申込書 ・ 同意書</p>	
<p>(5) 利用者から前払いにより利用料を徴収している場合は、要支援者の要支援認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収していないか。</p> <p>(指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止することができる。)</p> <p>・ 福祉用具貸与の提供の中止はどのように行っているか。</p>	<p>平11老企25第4 の11の3(1)①</p> <p>平18厚労令35 第269条第5項</p>	<p>・ 中止に関する記録</p>	
<p>(6) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与その他のサービス提供に要した費用につき、その支払いを受ける際、当該支払をした居宅要介護保険者に対し、厚生省令(施行規則第65条)で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>・ 利用者から支払いを受けた際、領収証を交付しているか。</p>	<p>法第53条第7項 (準用第41条 第8項)</p>	<p>※領収証控</p>	
<p>(7) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法第53条第7項</p>	<p>施行規則第65</p>		

	<p>の規定により交付しなければならない領収証に、指定介護予防福祉用具貸与について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号、第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <p>・領収証には費用区分を明確にしているか</p> <p>①基準により算定した費用の額又は現に要した費用</p> <p>②その他の費用（個別の費用ごとの区分）</p>	条		
14 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防福祉用具貸与の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p> <p>・適切に内容を記したサービス提供証明書を交付しているか。</p>	平18厚労令35第276条準用(第21条)		<p>※領収証控</p> <p>※サービス提供証明書控 (介護給付費明細書代用可)</p>
15 利用者に関する市町村への通知	<p>指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定介護予防福祉用具貸与の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。</p>	平18厚労令35第276条準用(第23条)		<p>※市町村に送付した通知に係る記録</p>

	② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、 又は受けようとしたとき。		
16 管理者の責務	(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の従業者の管理及び指定介護予防福祉用具貸与の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行っているか。 (2) 指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の従業者に「人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を遵守させるため、必要な指揮命令を行っているか。	平18厚労令35 第276条準用 (第52条第1項) 平18厚労令35 第276条準用 (第52条第2項)	・組織図・組織規程 ※運営規程 ・職務分担表 ・業務報告書・業務日誌等 ・辞令等 ・業務日誌等 ※運営規程 ※サービス利用票
17 運営規程	指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ その他運営に関する重要事項 ・運営規程に上記①～⑥が記載されているか。 ・①～⑥の内容は適正か	平18厚労令35 第270条	※運営規程 ・指定申請及び変更届（写）
18 勤務体制の確保等	(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防福祉用具貸与を提供できるよう、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。	平18厚労令35 第276条準用 (第102条第1項)	

<p>19 適切な研修の機 会の確保</p>	<p>・ 従業者の勤務体制は、どのように定めているか。</p> <p>(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、専門相談員 の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼 務関係等を明確にしているか。</p> <p>・ 勤務体制が勤務表（原則として月ごと）により明確 にされているか。</p> <p>(3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福 祉用具貸与事業所ごとに、当該指定介護予防福祉用具 貸与事業所の従業者によって指定介護予防福祉用具貸 与を提供しているか。 (ただし、利用者にサービスに直接影響を及ぼさない 業務についてはこの限りではない。)</p> <p>直接影響を及ぼさない業務：運搬、回収、修理、消毒 等</p> <p>なお、保管又は消毒を第三者に委託した場合は、委 託契約の内容において適切な方法により行われること を担保しているか。</p> <p>指定介護予防福祉用具貸与事業者は、専門相談員の資 質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会 を確保しているか。</p> <p>・ 研修はどのように受けさせているか。 (福祉用具の種類が多様多様であり、かつ、常に新し い機能を有するものが開発されるとともに、要支援 者の要望は多様であるため、専門相談員は常に最新 の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を 行うことが求められる。)</p>	<p>平11老企25第3 の11の3(8)② イ</p> <p>平18厚労令35 第276条準用 (第102条第2 項)</p> <p>平18厚労令35 第271条</p>	<p>※就業規則 ※運営規程 ・ 雇用契約書 ※勤務表</p> <p>・ 業務委託契約書</p> <p>・ 研修受講修了証 明書等 ・ 研修計画・出張 命令書 ・ 研修会資料</p>	
----------------------------	--	--	---	--

<p>20 福祉用具の取扱 種目</p>	<p>指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしているか。</p> <p>{厚生労働大臣の定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目}:「平成11年厚生省告示第93号」</p>	<p>平18厚労令35 第272条</p>	<p>・目録等</p>
<p>21 衛生管理等</p>	<p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>・従業員の清潔保持及び健康状態について、どのような管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しているか。</p> <p>なお、消毒は、福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた清拭等、その種類、材質等からみて、適切な消毒方法により消毒を行っているか。</p> <p>・標準作業書はどのように作成されているか。</p> <p>(3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、(2)の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合において、当該介護予防指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しているか。</p> <p>また、担保するために、当該保管又は消毒の業務に</p>	<p>平18厚労令35 第273条第1項</p> <p>平18厚労令35 第273条第2項</p> <p>平11老企25第3 の11の3(6)①</p> <p>平18厚労令35 第273条第3項</p> <p>平11老企25第3</p>	<p>・従業員の健康診断に関する記録</p> <p>・消毒及び保管に関する記録</p>

	<p>係る委託契約において、次に掲げる事項を文書により取り決めているか。</p> <p>① 当該委託等の範囲</p> <p>② 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件</p> <p>③ 受託者等の従業者により当該委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを指定介護予防福祉用具貸与事業者が定期的に確認する旨</p> <p>④ 指定介護予防福祉用具貸与事業者が当該委託業務に関し受託者等に対し指示を行いうる旨</p> <p>⑤ 指定介護予防福祉用具貸与事業者が当該委託業務に関し改善の必要を命じ、所要の措置を講じるよう④の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定介護予防福祉用具貸与事業者が確認する旨</p> <p>⑥ 受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p> <p>⑦ その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <p>・委託等により他の事業者に行わせる場合は、契約内容においてどのように担保されているか。</p> <p>・委託契約書に上記①～⑦の事項を文書により取り決めているか。</p> <p>(4) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は(3)の③及び⑤の確認の結果の記録を作成しているか。</p> <p>また、④の指示は、文書で行っているか。</p> <p>・福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合、その業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p>	<p>の11の3(6)②</p> <p>平11老企25第3の11の3(6)③、④</p> <p>平18厚労令35第273条第4項</p>	<p>・業者との委託契約書</p> <p>・業務規程等</p> <p>・結果に関する記録</p> <p>・指示に関する記録</p> <p>・確認結果記録</p>	
--	--	--	--	--

	<p>いるか。</p> <p>(3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報を用いる場合、文書により利用者（家族）に適切な説明（利用の目的、配付される範囲等）がなされ、同意を得ているか。 ・ 同意内容以外の事項まで情報提供していないか。 	平18厚労令35 第276条準用 (第31条第3項)		
24 広告	<p>指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虚偽又は誇大な内容の広告となっていないか。 ・ 広告の内容が事業の概要や運営規程と異なる点はないか。 	平18厚労令35 第276条準用 (第32条)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の同意書 ・ 実際に使用された文書等（会議資料等） ・パンフレット等 ・ポスター等 ・ 広告
25 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>指定介護予防福祉用具貸与事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	平18厚労令35 第276条準用 (第33条)		
26 苦情処理	<p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、提供した指定介護予防福祉用具貸与に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の</p>	平18厚労令35 第276条準用 (第34条第1項) 準用 (平11老企25第3の1の3(23) ①)		

<p>概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情を相談する窓口があるか。 ・ 苦情処理体制、手続きが定められているか。 ・ 苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明など適切か。 ・ 苦情に対する措置の概要を掲示しているか。 <p>(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業所は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定介護予防福祉用具貸与事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p> <p>(4) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、提供した指定介護予防福祉用具貸与に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。</p> <p>また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。 ・ 市町村が行う調査に協力しているか。 <p>(5) 指定介護予防福祉用具貸与事業所は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。</p>	<p>平18厚労令35 第276条準用 (第34条第2項)</p> <p>平11老企25第3 の11の3(23)②</p> <p>平18厚労令35 第276条準用 (第34条第3項)</p> <p>平18厚労令35 第276条準用 (第34条第4項)</p>	<p>※運営規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示物 <p>※指定申請書の写</p> <p>※苦情に関する記録</p> <p>・ 指導等に関する記録</p>	
--	---	--	--

	<p>(6) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、提供した指定介護予防福祉用具貸与に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。 ・ 国保連が行う調査に協力しているか。 	<p>平18厚労令35 第276条準用 (第34条第5項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導等に関する記録
	<p>(7) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p>	<p>平18厚労令35 第276条準用 (第34条第6項)</p>	
<p>27 事故発生時の対応</p>	<p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの提供により事故が発生した場合、市町村、家族、介護予防支援事業者等に連絡を行う等必要な措置を講じているか。 <p>(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>(3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 	<p>平18厚労令35 第276条準用 (第35条第1項)</p> <p>平18厚労令35 第276条準用 (第35条第2項)</p> <p>平18厚労令35 第276条準用 (第35条第3項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡マニュアル類 ・ 事故記録

28 会計の区分	<p>(4) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか</p>	平11老企25第3 の11の3(24)③	
	<p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防福祉用具貸与の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p>	平18厚労令35 第276条準用 (第36条)	・ 会計関係書類
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所ごとの経理区分となっているか ・ 指定介護予防福祉用具貸与の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 		
	<p>(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。</p>	平13老振18	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指針に沿った会計処理となっているか 		
29 記録の整備	<p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p>	平18厚労令35 第275条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員名簿 ・ 設備台帳 ・ 備品台帳
	<p>(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p>	平18厚労令35 第275条第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計関係書類 ・ 各種保存書類
	<p>① 基準第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>		
	<p>② 基準第273条第4項に規定する結果等の記録（委託業務の実施状況確認記録）</p>		
	<p>③ 基準第23条の規定を準用する市町村への通知に係る記録</p>		
	<p>④ 基準第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p>		
	<p>⑤ 基準第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>		

<p>第5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 		<ul style="list-style-type: none"> ※確認結果記録 ※サービス提供証明書 ※市町村への通知に係る記録 	
<p>1 指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針</p>	<p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行なわれているか。</p> <p>(2) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>(3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。</p> <p>・介護予防福祉用具貸与の提供に当たり一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行っているか。</p> <p>(4) 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。</p> <p>・「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮</p>	<p>平18厚労令35第277条第1項</p> <p>平18厚労令35第277条第2項</p> <p>平18厚労令35第277条第3項</p> <p>平11老企25第4の3の11(1)①</p> <p>平18厚労令35第277条第4項</p> <p>平11老企25第4の3の11(1)②</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評価を実施した記録 ※サービス提供記録 ・利用者に関する記録 	

	しているか。			
2 指定介護予防福祉用具貸与の具体的な取扱方針	<p>専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第1に規定する基本方針及び上記1に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとなっているか。</p> <p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ているか。</p> <p>・指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たって、主治の医師等からの情報伝達やサービス担当者会議を通じて、「利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行う」ことを基本として、福祉用具を適切に選定しているか。</p> <p>・個々の福祉用具の貸与について、利用者に対し説明し、同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っているか。</p>	<p>平18厚労令35第278条</p> <p>平18厚労令35第278条第1号</p> <p>平11老企25第4の3の11(2)①</p> <p>平18厚労令35第278条第2号</p> <p>平18厚労令35第278条第3号</p>	<p>・使用説明書</p> <p>・相談に関する記録</p> <p>・同意に関する記録</p> <p>・点検に関する記録</p>	

<p>(4) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っているか。</p> <p>・用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を交付し、説明を行っているか。</p>	<p>平18厚労令35 第278条第4号</p>	<p>・使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等に関する記録</p> <p>・取扱説明書</p>
<p>(5) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っているか。</p> <p>・修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないが、この場合でも、専門相談員が責任を持って修理後の点検を行っているか。</p>	<p>平18厚労令35 第278条第5号</p> <p>平11老企25第4 の3の11(2)③</p>	<p>・福祉用具使用、指導、修理状況に関する記録</p> <p>・点検に関する記録</p>
<p>(6) 介護予防サービス計画に指定介護予防福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定介護予防福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る担当職員により必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が介護予防サービス計画に記載されるように必要な措置を講じているか。</p> <p>・福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、「利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行う」ことを基本として、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平18厚労令35 第278条第6号</p> <p>平11老企25第4 の3の11(2)④</p>	<p>・介護予防サービス計画書</p> <p>※サービス担当者会議の記録</p>

<p>第6 変更の届出等</p>	<p>指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令（介護保険法施行規則第140条19）で定める事項に変更があったとき、又は当該指定介護予防福祉用具貸与事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより10日以内にその旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。 <ul style="list-style-type: none"> ①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住本又は条例等所 ③申請者の定款、寄附行為及びその登記簿の謄本又は条例等 ④事業所の平面図及び設備の概要 ⑤事業所の管理者の氏名、経歴及び住所 ⑥福祉用具の保管及び消毒方法（委託により他の事業者に行わせる場合は、その事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該委託等に関する契約の内容） ⑦運営規程 ⑧当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項 ・下記廃止等の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。 <ul style="list-style-type: none"> ①廃止、休止又は再開した年月日 ②廃止又は休止した場合にあっては、その理由 ③廃止又は休止した場合にあっては現に指定居宅サービスを受けていた者に対する措置 ④休止した場合にあっては、休止の予定期間（都道府県を移動する住所地の変更の場合は、移転前の都道府県への事業廃止届及び移転後の都道府県への新たな指定申請が必要となる。） 	<p>法第115条の5</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※届出書類の控 ※定款 ※寄附行為等及び登記簿の謄本 ※事業所の平面図 ※運営規程 ・職員名簿 	
------------------	---	-----------------	--	--

<p>第7 介護予防サービス介護給付費の算定及び取扱い</p>		<p>法第53条第2項</p>		
<p>1 介護予防福祉用具貸与費の単位数の算定</p>	<p>指定介護予防福祉用具貸与事業所において、指定介護予防福祉用具貸与を行った場合に、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）としているか。</p> <p>・地域区分は適切に算定しているか。</p>	<p>平18厚労告127別表の11</p>	<p>※介護給付管理表 ※介護給付費請求書 ※介護給付費明細書 ※サービス提供証明書</p>	
<p>2 搬出入に要する費用の取扱い</p>	<p>搬出入に要する費用は、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価していないか。</p> <p>（ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在する場合にあっては、当該指定介護予防福祉用具貸与の開始日の属する月に、指定介護予防福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算して差し支えない。）</p> <p>・搬出入に要する費用を個別に評価していないか。</p> <p>・特別地域加算は100/100で算定しているか。</p>	<p>平18厚労告127別表の11注1</p>	<p>※介護給付管理表 ※介護給付費請求書 ※介護給付費明細書 ※サービス提供証明書</p>	
	<p>(1) 交通費の算出方法について</p> <p>「通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費」の額は、最も経済的な通</p>	<p>平18老計発・老振発・老老発0317001第二</p>		

	<p>常の経路及び方法による交通費とすることを基本として、実費を基礎とし、複数の福祉用具を同一利用者に貸与して同時に運搬若しくは移動を行う場合又は一度に複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬若しくは移動を行う場合における交通費の実費を勘案して、合理的に算出するものとする。</p>	の11(1)①	
	<p>(2) 交通費の価格体系の設定等について指定介護予防福祉用具貸与事業者は、交通費の額及び算出方法について、あらかじめ利用者の居住する地域に応じた価格体制を設定し、運営規程に記載しておくものとする。</p> <p>なお、指定介護予防福祉用具貸与事業者は運営規程記載した交通費の額及びその算出方法を指定福祉用具貸与の提供に当たって利用者に説明するとともに、当該利用者に係る運搬又は移動に要した経路の費用を証明できる書類（領収証等）を保管し、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する記録として保存するものとする。</p>	平18老計発・老振発・老老発0317001第二の11(1)②	
	<p>(3) 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防福祉用具貸与事業所が、複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合の加算限度について複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には、保険給付対象となる福祉用具の貸与に要する費用の合計額の100分の100に相当する額に満たないときは、当該交通費を合理的な方法により按分して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にするものとする。</p> <p>（注 交通費は往復の運搬費及び調整を行う専門相談員1名の往復交通費の合算）</p>	平18老計発・老振発・老老発0317001第二の11(1)③	
3 中山間地域等における小規模事業所加算	<p>中山間地域等に所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する介護予防福祉用具貸与事業所であつて、介護予防福祉用具貸与の開始日の属する月に、通常</p>	平18厚労告127別表の11注2	

の事業の実施地域において介護予防福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の2に相当する額を当該介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該福祉用具に係る介護予防福祉用具貸与費の3分の2に相当する額を限度として所定単位数に加算しているか。

・ 中山間地域等

(平21厚労告83第一号)

・ 「小規模事業所」

福祉用具貸与の場合は、実利用者が5人以下／月の事業所をいう。

平12厚告26第七十四号

(1) 交通費の算出方法について

「通常の事業の実施地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合に要する交通費」の額は、最も経済的な通常の経路及び方法による交通費とすることを基本として、実費を基礎とし、複数の福祉用具を同一利用者に貸与して同時に運搬若しくは移動を行う場合又は一度に複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬若しくは移動を行う場合における交通費の実費を勘案して、合理的に算出するものとする。

平18老計発・老振発・老老発0317001第二の11(1)①

(2) 交通費の価格体系の設定等について

指定介護予防福祉用具貸与事業者は、交通費の額及び算出方法について、あらかじめ利用者の居住する地域に応じた価格体制を設定し、運営規程に記載しておくものとする。

なお、指定介護予防福祉用具貸与事業者は運営規程に記載した交通費の額及びその算出方法を指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たって利用者に説明するとともに、当該利用者に係る運搬又は移動に要

平18老計発・老振発・老老発0317001第二の11(1)②

	<p>した経路の費用を証明できる書類（領収証等）を保管し、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する記録として保存するものとする。</p> <p>(3) 複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には、保険給付対象となる福祉用具の貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の2に相当する額を限度として加算できる。この場合において、交通費の額が当該3分の2に相当する額に満たないときは、当該交通費を合理的な方法により按分して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にするものとする。</p> <p>（注 交通費は往復の運搬費及び調整を行う専門相談員1名の往復交通費の合算）</p>	<p>平18老計発・老振発・老老発0317001第二の11(1)③</p>	
<p>4 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</p>	<p>中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えて、介護予防福祉用具貸与を行った場合は、介護予防福祉用具貸与の開始日の属する月に、通常の実施地域において介護予防福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の1に相当する額を当該介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該介護予防福祉用具貸与に係る介護予防福祉用具貸与費の3分の1に相当する額を限度として所定単位数に加算しているか。</p> <p>・中山間地域等 (平成21年厚労省告示第83号二)</p>	<p>平18厚労告127別表の11注3</p>	
	<p>(1) 交通費の算出方法について「通常の事業の実施地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合に要する交通費」の額は、最も経済的な通常の経路及び方法による交通費とすることを基本として、実費を基礎とし、複数の福祉用具を同一利用者に貸与して同時に運搬若しくは移動を行う場合又は一度に複数の利用者に係る福祉用具</p>	<p>平18老計発・老振発・老老発0317001第二の11(1)①</p>	

	<p>貸与のための運搬若しくは移動を行う場合における交通費の実費を勘案して、合理的に算出するものとする。</p> <p>(2) 交通費の価格体系の設定等について指定介護予防福祉用具貸与事業者は、交通費の額及び算出方法について、あらかじめ利用者の居住する地域に応じた価格体制を設定し、運営規程に記載しておくものとする。</p> <p>なお、指定介護予防福祉用具貸与事業者は運営規程に記載した交通費の額及びその算出方法を指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たって利用者に説明するとともに、当該利用者に係る運搬又は移動に要した経路の費用を証明できる書類（領収証等）を保管し、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する記録として保存するものとする。</p> <p>(3) 複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には、保険給付対象となる福祉用具の貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の1に相当する額を限度として加算できる。この場合において、交通費の額が当該3分の1に相当する額に満たないときは、当該交通費を合理的な方法により按分して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にするものとする。</p> <p>（注 交通費は往復の運搬費及び調整を行う専門相談員1名の往復交通費の合算）</p>	<p>平18老計発・老振発・老老発0317001第二の11(1)②</p> <p>平18老計発・老振発・老老発0317001第二の11(1)③</p>	
<p>5 要支援1又は要支援2の者について</p>	<p>要支援者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与（平成11年厚生省告示第93号）に係る福祉用具貸与を行った場合は、介護予防福祉用具貸与費を算定していないか。</p> <p>ただし、厚生労働大臣が定める者（平成平18老計発・12年厚生省告示第23号第21号イ）に対する場合はこの限りでない。</p> <p>要支援者及び要介護1の者に対する福祉用具貸与につ</p>	<p>平18厚労告127別表の11注4</p> <p>平18老計発・老老発0317001第二の11(2)</p>	

	<p>いては、要支援者の自立支援に十分な効果を上げる観点から、現行の「福祉用具の選定の判断基準」を踏まえつつ、その状態像からみて利用が想定しにくい次の品目については一定の例外となる者を除き、保険給付の対象としない。</p> <p>①特殊寝台（付属品を含む） ②車いす（付属品を含む） ③床ずれ防止用具及び体位変換器 ④認知症老人徘徊感知器 ⑤移動用リフト（つり具部分を除く。）</p> <p>※例外となる者の例 （特殊寝台の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に起きあがり困難な者 ・ 日常的に寝返りが困難な者 	<p>平12厚告23第 六十五号</p>		
<p>6 サービス種類相互の算定関係</p>	<p>利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に介護予防福祉用具貸与費を算定していないか。</p>	<p>平18厚労告127 別表の11注5</p>	<p>※介護給付管理表 ※介護給付費請求書 ※介護給付費明細書 ※サービス提供証明書</p>	